

医療用ガス供給単価契約仕様書

1. 調達物品 入札書のとおり
2. 納入場所 地方独立行政法人 秋田県立療育機構 秋田県立医療療育センター
3. 契約期間 平成 30 年 4 月 1 日から平成 32 年 3 月 31 日
4. 予定数量 入札書のとおり

5. 入札概要と目的

平成 17 年 4 月に施行された改正薬事法（以下「薬事法」という。）に基づき、本センターで使用するガス類は、同法の趣旨に則った体制を整備した販売店を入札に参加させるものとする。

通常時はもとより緊急時（災害時）にも迅速・確実な医療ガス供給と安全な備蓄の体制を確立するため、下記「6. 納入の方法」を満たす最良の供給業者を選定するものとする。

6. 調達物品の条件等

- 1) 酸素、窒素（液体、ボンベとも）は、日本薬局方で定める純度以上であり、治療・測定検査等に対し、充分に対応出来るものであること。亜酸化窒素は日本薬局方で定められた純度以上のものとする。炭酸ガス（二酸化炭素）は、日本薬局方で定められた純度以上のものとする。
- 2) 販売店は、供給が 24 時間 365 日体制であり、自社配送であること。
- 3) 販売店は、医薬品販売業の許可を受けたものであること。
- 4) 販売店は、高圧ガス販売業の許可（届出）を受けたものであること。

7. 納入の方法

- 1) 納入者は発注を受けた物品を、指定された日時・場所・数量で発注者立会いのもと迅速に納入するものとする。
ただし、極めて緊急を要する場合には、発注後 3 時間以内に納入するものとする。
- 2) 納入者は「高圧ガス保安法」に基づく配送車を使用して納入するものとする。
また、その他納入に当たっては、関連法規を遵守して行うものとする。
- 3) 納入者は納入時において医療ガス受入設備の運転状況を点検し、漏れ等異常のないことを確認し、火災、その他の事故防止についても十分な注意を払うものとする。
また、建物、設備機器等に損害を与えた場合、その損害を賠償しなければならない。

8. その他

1) 入札業者は以下の書類を入札実施前に提供するものとする。

①医薬品販売業許可書（品目指定書添付）（写し可）

②高圧ガス販売業許可（届出）書（写し可）

ただし、上記許可（届出）書にガス貯蔵庫の記載が無い場合は、「貯蔵所設置許可（届出）書」等の証明書類も添付すること。

③医療関連サービスマーク認定証書（医療用ガス供給設備の保守点検業務）（写し可）

④販売店が所有する「高圧ガス保安法」に基づく配送車一覧表

⑤緊急時連絡体制図

⑥販売店から当院までの所要時間と納入経路図

⑦販売店のメーカー代理店証明書

⑧メーカーが発行する供給証明書（当院との契約期間内で有効なもの）

⑨ガス純度（分析）成績書（ガス別に提出）

2) 本仕様書に定めない事項について疑惑が生じた場合は、本院担当職員に照会しその指示を受けるものとする。

3) 本仕様書の記載事項に反した場合、本センター職員の指示に従わなかった場合又は提出書類の虚偽が判明した場合、契約期間内であっても契約を解除することができるものとする。尚これによって生じた販売店の損害は補償しない。